

**答 申 書**  
**( 答 申 第 3 3 号 )**  
**平成 1 2 年 7 月 2 4 日**

---

**1 審査会の結論**

道発注の農業農村整備事業の受注実績がある業者の受注調整を行うために作成した、「業者一覧(1) 第一回変更 1999/9/10 16:35」と記載されている表のうち、個人の氏名、生年月日及び年齢の部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「道農政部が作成していた年度途中の農業農村整備事業受注業者の受注実績表、各業者の受注目標額表(平成8年～11年11月9日まで)」である。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に係る公文書である道発注の農業農村整備事業の受注実績がある業者(以下「受注業者」という。)の受注調整を行うために作成していた表(以下「受注調整表」という。)について、本件開示請求時に道農政部農政課において管理されていたもので、上部に「業者一覧(1) 第一回変更1999/9/10 16:35」下部に「-3-」と記載されている1枚の表を除き、平成11年10月20日に公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第46条第1項の規定に基づく立入検査を受けた際に、同項第3号の規定に基づき公取委に提出していたことなどから、前述の1枚の表のみを本件開示請求に係る対象公文書(以下「本件公文書」という。)として特定した。

ウ 実施機関は、本件公文書が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして非開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(2) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報と定めている。

イ 実施機関は、公取委が道農政部、上川支庁及び上川管内の農業土木関係業者において上川支庁管内における農業農村整備事業に関して工事発注時に談合をしていた疑い

があるとして現在調査中であり、本件公文書を開示すると、現在調査中の事案について正確な事実の把握が妨げられることなどから、公取委の調査（以下「本件調査」という。）の公正、円滑な実施を著しく困難にすると認められるとして、6号情報に該当する旨主張する。

しかしながら、6号情報該当性についての実施機関の説明は、公取委が調査中の事案に関連する情報が記録されていることから6号情報に該当するという抽象的なものであり、実施機関が、公取委における本件調査の実施を著しく困難にする理由として挙げる「正確な事実の把握が妨げられる」ことなどについて、これを認めることができるような具体的な状況等について何ら説明がない。したがって、実施機関の説明からは、本件公文書を開示することにより、本件調査の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認めることはできない。

かえって、本件処分の後、道が公取委の立入検査が行われたという事態を受けて設置した道総務部長を委員長とする入札手続等調査委員会は、道が先に示した「入札手続等に関する改善策」（平成10年6月策定）の浸透状況を調査して平成11年12月に公表した「入札手続等調査第一次報告」に引き続き、公共工事に係る入札手続等の実態把握を行って、この調査結果を「入札手続等調査第二次報告」（以下「第二次報告」という。）として取りまとめ、平成12年3月に公表した。この第二次報告によれば、道発注の農業農村整備事業においては、過去に受注実績を有する全業者（以下「本件全業者」という。）について業者ごとに目標額が設定されて広く受注調整が行われており、道農政部で作成した受注調整表については、本件全業者のうち、複数の支庁の受注実績がある業者などについて受注目標額を定め、各支庁が作成した各業者の受注実績額等の調査表の報告をもとに、年度途中の受注実績を把握し、当該業者が目標額を達成されるよう受注を調整する目的で作成したものであることが述べられている。そして、受注調整表の概要（様式を含む。）や受注目標額の算定方法等についても、第二次報告の記載内容から明らかである。さらに、平成12年5月15日には、公取委から、本件調査に基づき、上川支庁発注の297社の農業土木関係業者に対し、独占禁止法の規定に違反しているとして、同法第48条第2項の規定に基づき排除勧告が行われるとともに、実施機関に対しても、適正な入札が行われるために有効な制度及び組織の構築等の改善措置を講じることなどの要請が行われたところである。以上のことからすれば、現時点において本件公文書を開示することにより、本件調査の公正又は円滑な実施を著しく困難にするとは認められない。また、実施機関から、本件処分後における上記のような事情を踏まえた上で、なお、本件公文書を開示することにより、本件調査の公正又は円滑な実施を著しく困難にすることについて、これを認めるに足りる具体的な説明等もない。

ウ 以上のことからすれば、本件公文書に記録されている情報は、6号情報に該当しないものと判断する。

(3) なお、実施機関は、仮に本件公文書が6号情報に該当しないとしても、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）及び第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当する部分が含まれていると主張していることから、これらの情報の該当性についても以下判断することとする。

ア 2号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該情報に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報と定めている。

(イ) 実施機関は、受注調整は談合と表裏の関係にあり、受注調整表に掲載されている業者が談合に関与していたという疑いをかけられる蓋然性が高いことから、本件公文書に記録されている情報のうち、受注業者を特定できる情報であるNO、業者番号、会社名、所在地、OBチェック欄の記載、OB欄の氏名、年間受注目標額及び年度途中の受注実績額等のうち支庁別の金額並びに過去5年間の受注実績額については、開示することにより、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものであるなどとして、2号情報に該当する旨主張する。

しかしながら、(2)のイで述べたとおり、第二次報告によれば、本庁作成の受注調整表については、本件全業者のうち、複数の支庁の受注実績がある業者などについて取りまとめたものであったとされており、当該業者が農業農村整備事業の受注をしていたということ自体は、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位を不当に損なうものであるとはいえないことからすれば、上記の情報を開示したとしても、このことをもって、当該業者が談合に関与していたという疑いがかけられ、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは認められない。そして、この点については、本件公文書が受注調整表の一部であって、開示されるのが一部の受注業者に関する情報であるとしても変わるものではない。

(ウ) したがって、本件公文書のうち、受注業者が特定できる情報について2号情報に該当するという実施機関の主張は理由がない。

#### イ 1号情報の該当性について

(ア) 条例10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非開示情報と定めている。

(イ) 実施機関は、本件公文書に記録されているOB欄については、開示することにより、本件公文書に記録されているOB（以下「本件個人」という。）が談合に関与していたと受け止められるおそれがあることから、通常他人に知られたくないと認められる情報であるとして、1号情報に該当する旨主張する。

しかしながら、そもそも、受注調整表は、本件全業者のうち、複数の支庁の受注実績がある業者などについて取りまとめたものであり、OB欄は元道職員の在籍状況を表しているにすぎないことからすれば、そこに記録されていることをもって、「本件個人が談合に関与していると受け止められるおそれがあること」から1号情報に該当するという実施機関の主張は理由がない。

(ウ) ところで、本件個人の氏名を開示すると、本件個人が元道職員であること及び本件個人の道退職後の再就職先が明らかになる。一般に個人の職歴及び勤務先については、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当する。そして、本件個人においては、職歴が元道職員であるということ及び勤務先が道を退職した後の再就職先であるということも考慮しても、実施機関において、道の推薦等

により再就職した者の再就職先に関する情報を公表していない現状からすると、なお1号情報に該当するものと判断する。また、生年月日及び年齢については、特定の個人に関する情報であり、社会通念上他人に知られたくないと認められる情報である。

(I) 以上のことからすれば、本件公文書に記録されている個人の氏名、生年月日及び年齢については、いずれも1号情報に該当すると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 本件処分に対する意見

(1) 条例第17条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。」と定めている。

本件処分において、実施機関は、受注調整表の1枚のみを本件公文書として特定しているが、本件開示請求に係る公文書は、本件開示請求の内容からすれば、平成8年から平成11年11月9日までのすべての受注調整表であったことは明らかである。そして、本件公文書以外の受注調整表について、3の(1)のイで述べたとおり公取委に提出していることなどから実施機関において管理していなかったのであれば、本件公文書以外の受注調整表については、条例第17条の規定に基づき、不存在である旨の通知を別途すべきであったといえる。また、そもそも、本件公文書は、文書管理規程等の規定に基づくことなく事実上管理されていたことが認められる。

したがって、実施機関の指揮監督下にある道農政部においては、今後このようなことのないように、公文書の開示請求に対する対応や文書管理に当たり、条例及び北海道文書管理規程等に基づき、適切な事務処理を行うよう要望する。

(2) また、(1)で述べたとおり、平成8年から平成11年11月9日までの受注調整表が本件開示請求に係る公文書であったことからすれば、公取委に提出している受注調整表については、公取委に対して還付を求め、還付され次第、当審査会が本件公文書のうち開示することが妥当と判断した部分と同様の部分について、積極的に開示に向けての措置を講ずるべきである。

5 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年12月16日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成11年12月27日 (第20回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第二部に付託
平成12年 2月 9日 (審査会第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人からの意見陳述 審議
平成12年 2月21日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 3月24日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 4月10日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 4月25日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 5月 8日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 6月 6日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 6月22日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 7月 3日 (審査会第二部会)	審議
平成12年 7月17日 (第27回審査会)	答申案審議
平成12年 7月24日	答申

## 別紙

### 異議申立ての経緯並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過

- (1) 平成11年11月9日 本件諮問事案に係る開示請求
- (2) 平成11年11月22日 本件公文書の非開示決定
- (3) 平成11年11月30日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見を記載した書面により主張している異議申立ての主な理由はおおむね次のとおりである。

ア 非開示理由に公正取引委員会の調査に関連する情報で開示すると正確な事実の把握が妨げられるとあるが、公正取引委員会は関係書類の提出を受け、関係者から事情聴取し事案の解明をしており、申立人が請求している文書を開示したところで、事案の解明に何ら影響ない。

イ 公正取引委員会の調査を著しく困難にするかどうかは調査の対象となっている道庁が判断する問題ではない。

ウ 道庁の農政部長は公の記者会見の席で「本命割付けは行っていない」と述べているにもかかわらず、公文書を非開示にするのは、道民に対し証拠隠しをしているといわざるをえない。道庁に不利な情報を非開示とするのは、情報公開条例の趣旨を没却するものである。

エ 実施機関の非開示の理由は一般抽象的すぎる。対象公文書を開示されると、なぜ、どのように公正取引委員会の正確な事実の把握が妨げられるのか全く不明である。調査に関連する情報が入っているからといって、その公文書を開示しても証拠が散脱するわけでもなく、道が「道の情報は道民のものである」との基本認識に立って開示すべきである。

オ 万一非開示であるならば、公正取引委員会の調査が終わった時点で、道が述べる非開示理由は失効し、その時点で即刻開示されるべきである。

#### 3 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、別添「理由説明書」及び次のとおりである。

仮に本件公文書が6号情報に該当しないとしても、受注調整表は道が一方的に作成したものであり、これによって行われる受注調整は談合と表裏の関係にあり、受注調整表の社会的に持たれている性格から、受注調整表に掲載されている業者が談合に関

与していたという疑いをかけられる蓋然性が高いことからすれば、本件公文書に記録されている情報のうち、受注業者を特定できる情報であるNO、業者番号、会社名、所在地、OBチェック欄の記載、OB欄の氏名、年間受注目標額及び年度途中の受注実績額等のうち支庁別の金額並びに過去5年間の受注実績額については、開示することにより、当該業者の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるものであると認められること、また、本庁作成の受注調整表には約390社の受注業者が記載されており、このうち、本件公文書に記載されている18社の受注業者のみが開示されると、本件公文書に記載されていない残りの業者とのバランスを欠くことから、2号情報に該当する。

また、本件公文書に記録されているOB欄については、開示することにより、当該OBが談合に関与していたと受け止められるおそれがあることから、通常他人に知られたくないと認められる情報であり、1号情報に該当する。

## 理 由 説 明 書

### 1 対象公文書の内容

道農政部が作成していた年度途中の農業農村整備事業受注業者の受注実績表  
各業者の受注目標額（平成8年～11年11月9日まで）

### 2 北海道情報公開条例第10条第1項第6号の該当性について

- (1) 条例第10条第1項第6号は、道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものについては、非開示情報に該当する旨規定している。
- (2) 本件対象公文書については、公正取引委員会が、現在、調査中の事案について正確な事実の把握が妨げられるなど、公正取引委員会の調査の公正、円滑な実施を著しく困難にすると認められるものとして、非開示としたものである。

### 3 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、公正取引委員会は関係書類の提出を受け、関係者から事情聴取し事案の解明をしており、申立人請求の公文書を開示したところで、事案の解明には何ら影響ない旨主張している。

また、「公正取引委員会の調査を著しく困難にする」かどうかは調査の対象となっている道庁が判断する問題ではなく、道庁の福田農政部長は公の記者会見の席で「本命割り付けは行っていない」と述べているにもかかわらず、公文書を非開示とするのは、道民に対し証拠隠しをしていると言わざるをえない旨主張している。

しかしながら、現在、農業農村整備事業の入札手続等について、公正取引委員会の調査を受けており、請求の対象となっている公文書は、これらの調査に関連する情報が記録されているものであって、開示することにより、公正取引委員会が、現在、調査中の事案について正確な事実の把握が妨げられるなど、公正取引委員会の調査の公正、円滑な実施を著しく困難にすると認められるものである。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。